

## 2 サビ管・児発管の実務経験要件について

### ○サービス管理責任者の実務経験(概要)

支援対象	業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者	相談支援の業務	a 指定(特定/障害児/一般)相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業 b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設(※) c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設(※) e 特別支援学校、その他これらに準ずる施設(※) f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格者※1に掲げる資格を有する者 (4) a～e に掲げる施設等の従業者及び従業者としての期間が1年以上である者 ※その他これらに準ずる事業(施設) (b) 保健所・保健センター(障害者の相談支援業務に限る) (d) 区市町村障害者就労支援センター (e) 特別支援学級(通級による指導(特別支援教室)含む)	3年以上		5年以上
	直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 ①入浴、排せつ、食事その他の介護②その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)③その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務 ※その他これらに準ずる事業 (b) 重度身体障害者グループホーム (c) 区市町村からの委託等により運営されている小規模作業所等 (d) 区市町村からの委託等により運営されている緊急一時保護事業 (e) 認知症対応型老人共同生活援助 (f) 特別支援学級(通級による指導(特別支援教室)含む)			

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師の資格に基づき(資格取得後に)、当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者

※2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者
- (3) 保育士及び児童指導員任用資格者
- (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

なお、実務経験については、各事業の指定担当部署に御相談ください。

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護、生活介護、自立訓練(機能・生活)、施設入所支援	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室 (電話受付時間) 9時から17時まで(土日祝日を除く)	03-6302-0313
自立生活援助		03-6302-0257
共同生活援助		03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援		03-6302-0308

※八王子市に所在する事業所につきましては、八王子市に要件を御確認ください。